広島県環境影響評価技術審査会 第 11 回第 1 部会議事録

(1) 開催日時

平成 25 年 11 月 15 日 (金) 13:30~15:30

(2) 出席者の氏名

西田委員 日比野委員 今岡委員(部会長代理) 石岡委員 松田委員 吉田委員 矢野委員

(3)会議に付した議案の件名

(仮称) 広島中央環境衛生組合一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価方法書に係る審査について

(4) 議事の概要

- 環境保全課長の挨拶の後、今岡部会長代理の議事進行により議事が開始された。
- 第1部会委員8名中,出席委員6名で,広島県環境影響評価に関する条例施行規則第47条 第5項の定足数(半数以上)を満たした。
- 中川委員の海外長期出張のため、同じ生態系分野の委員として松田委員を、また、市川委員が平成25年7月に逝去されたので、同じ動物分野の委員である石岡委員を、技術審査会に関する運営要領第5条第1項の規定により、第2部会から招集した。
- 吉田委員を議事録署名委員に指名

(以下,事業内容の説明及び内容確認の質疑については省略し,環境影響評価の方法に関する議論についての内容のみ記載)

■ 測定項目の選定について(悪臭)

(部会長代理) 大気環境の悪臭について、機械等の稼働の部分が白丸だけで黒丸がないのは理由があるのか。ごみ焼却施設からは悪臭が出ないと事業者が判断しているが、標準項目に含まれないのか。ごみ焼却施設については、悪臭項目について排出ガスから悪臭が出るものとしてアセスをすることになっている。

ごみの搬入時にピットの投入口から悪臭がありそうに思うが。

(事務局) 広島県の技術指針で排出ガスだけを項目として選定するようになっている。ごみ ピットから出る可能性はあるが、通常負圧にして、外に出ないようにして焼却する ので、施設の中に入れば匂うが、外には出ないということで、このように整理され ていると考える。

■ 測定項目の選定について (地下水)

- (委員) 住民意見の概要では、竹原市側からも東広島市側からも地下水について心配する 意見が出ている。今回の事業について、地下水に関して全く問題がないことが明ら かである根拠があればよいが、もし地下水に影響を及ぼす可能性があるのであれば 項目として追加すべきではないか。
- (事務局) 飲用地下水の調査については丸がないが、事業者の説明によれば、今後、付近の 飲用井戸を調査することになっている。

- (委員) この表に、地下水は項目として入っているか。
- (事務局) 入っていない。地下水、日照障害、低周波騒音等については、ケースバイケース で入れることになっており、標準的には入っていない。
- (委員) 造成予定位置の北側の標高の高いところに、小森池など自然の池があり、地下水脈や地下水だまりを切ると水が抜ける可能性がないとはいえない。地下水の水位の低下などの懸念はあると思う。
- (事務局) 知事意見でも地下水について触れている。直近井戸まで700メートル程の距離があり、更に近くに井戸があればよいのだが、そこをどうするか、事業者の負担とのバランスもある。
- (委員) 井戸は現施設設置時の調査で何ヶ所か調査したか。
- (委員) 2か所調査している。
- (事務局) 県知事意見では、調査地点を必要に応じてさらに選定することとしている。
- (委員) 地下水について、し尿処理施設や廃棄物処理施設において、何か問題があった事例はあるか。
- (事務局) 県内で、こういった施設で地下水が汚染された事例はないと思う。
- (委員) 地下水のことを住民の方がかなり気にしているのは、井戸を上水として使うという視点からか。
- (事務局) そうである、上水で使用しているため、それに対する影響がないのか心配されている。周辺地区はすべて上水道が普及しているので、もし有害物質等、出ることはないと思うが、もしそういうことがあっても上水道の切り替えはスムーズにできると思う。ただ、地下水の方が美味しいという理由で使っているとお聞きした。一般的には地下水は問題にならない案件であるが、今回は造成を大規模に行うため、地下水脈が切られたときに地下水が濁ること、水位が下がることなどが懸念される。造成計画の詳細は検討中である。10ha程の敷地面積を造成し、そこへし尿処理施設とごみ処理施設を建設するという計画であるが、そこをどう切り盛りし、平らにするかは検討中である。
- (委員) 地形の問題はあまり書かれていない。流域に関すること、地下水については地下 の流域面積に関すること、そのような解析はされていない。この場では、あくまで も現地に施設を建てることについて、さらに施設を運用していく中で出てくると予 想される問題に対して評価することだと思っているが、そのような解釈で良いか。
- (事務局) その場所に作る、作らないということは事業者が決めることであって、決めたことについて審査していただくのがこの場である。
- (委員) 地下水についてそこまで調査することは厳しいのではないか。調査項目に入れる と大変だと思う。
- (事務局) 環境影響評価項目として○を入れるとかなりシビアになる。
- (委 員) 結果によっては、建てる場所が変わることもありえる。
- (委員) 現地調査見に行ったが、地下水は流れている。切っても影響は出ないとは言えない。また、700mというのは地形に対しての話であり、流域が違えば距離が100mでも関係ないし、同じ流れの中であれば700mはとても近いので、物理的な

距離ではなく、地形と地質の距離で言わないといけない。専門的な見地で影響があると思われるのであれば、項目として入れておいたほうがよいと思う。

- (事務局) 事業者にとって、地下のことをきっちり調査すれば、莫大なお金がかかる。今回 は飲用井戸に対して影響があるのかどうか、その飲用井戸の調査を必要に応じて広 範囲でやること、という形で意見を出そうとしている。項目として入れると、簡単 な調査では済まない状況になると思う。ボーリングを何本か打って、流向も三次元 で全て水質を把握して、流向も決めていくとなると、収拾がつかない状況になる可 能性がある。
- (委員) 供用後に井戸をモニタリングするという形で項目を入れられないのか。
- (事務局) 個々のポイントは事後調査することを事業者が考えている。今使われている井戸 を事前に調査して、事後も調査するという形はある。
- (委員) 住民の方も気にしているので、その程度はあったほうがよい。
- (事務局) 飲用井戸となると、周囲の家もやってほしいと手を挙げて収拾がつかなくなる。 事業者としては影響調査であっても、住民の方は一軒一軒の話になり、現場では、 そのバランスが難しい。事業者としていつまで調査をやるのか、という話もあり、 現場の判断で事業者が詳細に決めるということで、こちらはもう少し概略的な意見 を述べることで問題はないと思う。
- (部会長代理) 項目の中に入れなさいという表現にするのか、配慮して事後調査も含めてやって くださいという表現にするのか。事務局で少し既往の例を調べていただければ情報 が整理できると思う。

■ 大気質項目について

- (部会長代理) 知事意見の粉じんに関する意見について、評価項目に工事の実施の粉じんのところのに○を入れるということか。単に準備書に記載すればいいという知事意見なのか。
- (委員) 事業者としては評価項目へ入っていないものを準備書に記載するのは逆に難しい と考える。
- (事務局) 確認させていただいて、必要であれば項目として選定する。
- (委 員) 25ページの環境影響評価項目の大気質の浮遊粒子状物質,これはPM2.5のことか。
- (事務局) PM2.5よりもう少し大きい粒径のものから10マイクロメーター以下のもので, PM2.5に特化したものではない。
- (委員) 工事の実施の浮遊粒子状物質の、建設機械の稼働のところは丸がなく、運搬車両のところにはあり、切土工等及び施設等にはない。運搬車両はおそらくディーゼルエンジントラックなので、PM2.5 濃度が高いだろう、建設機械もほぼディーゼルエンジンなのに丸がついていない。
- (委員) 浮遊粒子状物質を測定する地点が建設地の外かを確認しなければならない。
- (事務局) 現地調査時に聞いたが、必要なところで測定されている。

実際の工事をやる現場は、民家から離れていて、そこでは影響はないと思われる ので項目に入れていない。

(委 員) 了解した。

■ 水質項目について

(事務局) 事前に3点ほど質問をいただいていたのでここで回答させていただく。

1 点目、付近の地下水の調査結果はあるのかということについて、7-23の図で、星型の飲用井戸が示されているが、これが直近民家の井戸である。これについて生活環境項目、PHや大腸菌などの調査結果はないが、毎年ダイオキシン類の調査が行われており、基準値を超えたことはない。

2 点目, ごみ焼却施設があることによって, 地下水に何か問題が起きたことがあるのかということについて, 事業者に確認したところ, 事業者が把握している範囲では問題は起きていないということであった。

3 点目、し尿処理施設の処理量が現在の3施設では285トンであるが、計画では300トンと増えており、増えることによる地下水への影響が考えられるのかということについて、先ほど説明したように、今回の事業では、公共用水域への放流はなく、すべて下水道放流であるので、影響はないと考えている。

その他,住民意見の中で地下水について意見があったことから,知事意見として, 2の(2)の二つ目の丸に,「地下水については必要に応じ調査地点を増やすなど適切な調査を行うこと」という意見を追加している。

(委員) そうすると、評価項目の中に地下水の項目がないと、調査地点を増やすように、 という言い方はできないのではないか。審査書の25ページ、どれに該当するか。

(事務局) 必要に応じて、としている。

(委員) 誰が必要と判断するのか。

- (委員) 今回の事業実施は新しい施設であり、スムーズに進んだ方がいいので、事前に膨大な調査をした方がよいとは思っていないが、地下水等分からないこともあり、懸念もある。修正案として、「調査地点を増やすなど」を取り、「必要に応じて工事の影響を最小限にするための適切な措置を行うこと」としてはどうか。
- (委員) 「調査地点」と言ってしまうよりは、全体的に必要があれば、予期しないことが 起きる可能性もあるので、それについても対応しやすくなると考える。
- (委員) 知事意見として、この書き方はどうかと思う。25ページのどこに対応するのか、という話になるとよくない。
- (部会長代理) それも含めて書き方については事務局で検討させていただいてよろしいか。(異議なし)

■ 人と自然とのふれあいの活動の場等の項目について

(委員) 自然とふれあいの選定理由で、西国街道のことに触れられているが、2 キロ離れたところにあるのはゴルフ、テニスクラブなどか。それらはどちらかというと自然との触れ合いの場とは、少し違うような気がする。どちらかというと選定理由に挙

げてあるようなことを, 方法書の地域特性に掲げた方がよいと思う。レクリエーション機能は, 人と自然のふれあいの活動の場の中に含まれるものであるか。

(事務局) 含まれる。

(委員) 調査地点選定との整合性の面で、地域特性を考慮する旨を入れた方がいいのではないか。

(部会長代理) 事業者等と調整して、表現を修正する形で調整してほしい。

■ 動物・植物・生態系について

(委員) 周辺 250 メートルという数値は妥当なのか。

(事務局) 数値の採用は、環境影響評価マニュアルを採用した。マニュアルには、周辺 200 メートルを調査範囲とする面整備事業環境影響評価技術マニュアルと、周辺 250 メ ートルを調査範囲とする道路環境影響評価の技術手法があり、範囲の広い方を選ん で調査を行うことにしている。

(委 員) 地形と関係なく円を描いているが、動植物は地形と関係が深いと考えられるため、 地形に即した調査をするのが妥当ではないか。

> 谷筋など、水が多いところについては範囲を広げた方がよいし、山の斜面などは そこまでやらなくてよいのではないか。

> 今回は二つのため池について、集中的に調査するようになっている。どこを集中的に、という意見も言いにくいので、やはり同心円状が妥当とも思える。

案として,環境の連続性を考慮して,必要に応じて調査範囲を広げること,などの意見は追加してもよいのではないか。

(委員) ホタルの調査地点は250mの範囲の外で設定されている。

(部会長代理) 調査範囲は周辺 250m 以内になっているが、当然必要な地点については調査がある、7-34ページの三永川など、当然必要な地点については調査がある。

(事務局) ホタル調査などである。

(部会長代理) 貝類は三永川で行うとしている。

(事務局) 支川が三永川に合流したあとについても調査地点に含まれている。

(部会長代理) 専門家の意見を求めるとしているので、先生のご指摘は知事意見に含まれている と考える。

(事務局) 動植物生態系のところについては2の(3)で、先ほど読み上げたとおり、「現地調査等に加えて、専門家の意見を求めるなど〜」としている。

(部会長代理) 専門家の方が調査した方がいいというものについて反映していただく。

■ その他の項目について(景観)

(委員) 補足の候補として挙げるが、方法書の本編の6-36,37ページの文化財について記載がある。先ほどの資料について、文化財はないが、6-36ページにある西国街道が建設予定地と非常に近い。現地を見たが、西国街道が大きな道路になったり、市街地になったりしている中で、ここは昔の感じが残っている。本来であれば、市なり県なりが看板を立てたりして保全すべきところと思ったが、このことを

全く気にせず工事をすると、重機等が入ることで破壊されるおそれがないとは言えない。そのため、文化財の保護の項目で、西国街道の登録や指定を書いていないが、問題起きないように気を付けることというように知事意見として加えた方がよいのではないか。

- (委員) 景観の予測地点としても西国街道沿いに1地点設けていただくのがよいのではないか。
- (委員) 街道の側面と路面は残るという写真が予測図で出てくることが希望である。一番 奥のあたりの写真が出てくるとよい。
- (委員) 遠くの眺望だけでなく、街道も含めたモンタージュを作っていただけたら。
- (事務局) 西国街道に接する部分は工事しない形になっている。残置森林になっているため、 確保されると思うが、先生が言われた文化財とその景観をプラスした形で意見を考 えたい。
- (委員) 現地に行ったが、西国街道は現在かなり荒れている。そのため、今の荒れた写真を撮っておかないと、逆に工事で荒れたと勘違いされる恐れもある。貴重な道だと 思うので、今回の事業で影響がないように、ということで、意見を考えたい。

(部会長代理) 事務局で整理していただく。

- その他の項目について(資材等の搬出入)
 - (委員) 知事意見の1の(4)に関わるが、車両の搬出入計画だけではなく、運搬物の内容なども記入していただいた方がいいのではないか。搬出入計画の中に入っていればいいが、車両数だけではなく、溶融炉であれば燃料も搬入され、スラグが搬出される頻度なども考える必要がある。

搬出入計画及び運搬物の内容という形であればよいと考える。

(事務局) そのように修正する。

(5) その他必要な事項なし。

この議事録は、平成25年11月15日に開催された、広島県環境影響評価技術審査会第10回第1 部会の議事と相違ないことを認めます。

平成26年4月 日

議事録署名委員

印